佐久市立国保浅間総合病院
院内売店及び自動販売機運営業務
業務提案応募要領

この要領は、令和８年度からの佐久市立国保浅間総合病院の院内売店及び自動販売機運営業務実施業者を業務提案競技方式（プロポーザル方式）により選定するため、必要な事項を定めるものであり、この要領に基づき業務提案の参加者を募集する。

１　業務提案に付する事項

（１）業 務 名　売店及び自動販売機運営業務

（２）業務場所　長野県佐久市岩村田１８６２番地１

２　委託業務の内容

委託業務内容の詳細は佐久市立国保浅間総合病院 院内売店及び自動販売機運営業務仕様書に記載する。

業務開始日は令和８年４月１日とし、売店の営業開始日については協議により決定した日とする。ただし、準備等にかかる経費については受託事業者負担とする。

３　応募資格

本募集に応募できるのは、次に掲げる全ての条件を満たす法人又は個人事業主とする。

なお、応募者は、チェーン本部又はフランチャイズ加盟店、個人事業主のいずれも可とするが、使用者（使用許可を受けた者）がチェーン本部で、運営をフランチャイズ加盟店に任せる場合は、フランチャイズ加盟店の名称その他当院が必要とする情報が記載されたフランチャイズ契約書等の書類を使用許可後に提出するものとする。

また、同一の法人、個人、団体又は代表者等が本募集に関して重複して複数の応募申込を行った場合、その者の提案は無効とする。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当しない者であること。

（２）　長野県内に事業者の本店または支店（営業所）を有していること。

（３）　佐久市に対し納付義務がある税、使用料、手数料その他の金銭並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

（４）　暴力団又はその他暴力的集団の構成員や、反社会的又は公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体等に属するものでないこと。

（５）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされ

ている法人等（更生手続開始の決定を受けている法人等を除く）又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている法人等（更生手続開始の決定を受けている法人等を除く）でないこと。

（６） 公告の日から審査終了の日までの間に、佐久市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成 24 年佐久市告示第 8 号）又は佐久市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加等停止措置要綱（平成 24 年佐久市告示第 109 号）に基づく指名停止の措置がなされていないこと。

（７） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

（８） 業務開始までに、業務に必要な資格の取得、人員確保、従業員の研修、器材の調達等が完了し、営業開始日に滞りなく事業を開始できること。

４　業務期間

使用許可期間は、令和８年（２０２６年）４月１日から令和１８年（２０３６年）３月３１日までとする。ただし、運営業者は、「行政財産使用許可申請書」を提出し、行政財産の使用許可を受けるものとする。

また、次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取消し、又は許可しないことがある。

ア　使用許可条件に違反する行為があると認められるとき。

イ　詐欺その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

ウ　公用又は公共用に供するため、必要とするとき。

５　業務提案

提案書は、次の提案項目について記載し、提出するものとする。

売店及び自動販売機運営業務

番号	提案項目	記載事項
1	運営方針および営業時間	・運営方針 ・営業時間（夜勤者への配慮）
2	提供商品および販売価格	・商品の種類および品揃えのコンセプト ・販売価格設定の考え方
3	付加サービス	・対応可能な各種クレジットカードや電子マネー等の種類 ・その他付加サービスの内容およびその料金
4	店舗イメージ	・障害者、車椅子使用者および点滴スタンド使用者等への配慮 ・店内レイアウト（配置の工夫）
5	運営体制	・従業員配置計画 ・緊急時および苦情への対処方法

		・品質管理や衛生管理の取り組み
6	スケジュール	・具体的な開設スケジュール
7	自由提案	・アピールポイント（地産品活用、職員割引等） ・各種自動販売機の設置等による当院施設の有効活用策（具体的な場所や活用方法等を自由に提案してください。） ※提案内容により、本部分の採択および開始時期は、売店運営業務と切り離して行う場合がある。

６　業務提案書の提出

部数　　８　部（正本１部、副本（コピー可）７部）

※Ａ４版のフラットファイル綴等とし、インデックス等でより見やすいものにすること。

※参加者名を伏せて審査を行うため、業務提案書には会社名をいれないこと。

７　業務提案に係る日程

（１）　募集の告示　　令和７年１２月１２日(金)

（２）　質問書受付　　令和７年１２月１５日(月)～１２月１８日(木)

（３）　質問回答　　令和７年１２月２２日(月)

（４）　参加表明書及び
　　誓約書の提出期限　　令和７年１２月２５日(木)

（５）　業務提案書提出期限　　令和８年２月２日(月)

（６）　審査（ヒアリング）　　令和８年２月５日(木)　予定

（７）　結果通知　　令和８年２月１３日(金)　予定

８　業務提案への参加の意思確認

佐久市立国保浅間総合病院 院内売店及び自動販売機運営業務　業務提案（以下「業務提案」という。）への参加希望者は、この応募要領に従って、参加意思表明兼誓約書（様式第１号）及び運営実績書（様式第２号）の各１部を期日までに提出し、参加表明すること。※ＦＣ加盟者又は加盟予定者が提案する場合は、公募型プロポーザル参加承諾書兼支援誓約書（様式第３号）も提出すること。

なお、提出期限までに業務提案参加表明書及び誓約書の提出の無い場合は、業務提案への参加の意思のないものとする。

９　参加表明書及び誓約書の提出及び方法

（１）　提出先　　佐久市立国保浅間総合病院　事務部　総務課　総務係
　　郵便番号　３８５－８５５８

住　　所　長野県佐久市岩村田１８６２番地１
電　　話　０２６７－６７－２２９５　（内線 2421）

（２）　提出期間　令和７年１２月２２日（月）から
令和７年１２月２５日（木）まで

（３）　提出方法　持参又は郵送とする。
受付日時は、提出期限までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後４時までとする。
なお、郵送による提出は、配達証明とし、提出期間内に提出先に必着とする。

１０　質問書の受付及び回答

（１）　質問書の様式（様式第４号）による。

（２）　質問書の受付

① 受付先　佐久市立国保浅間総合病院　事務部総務課総務係
郵便番号　３８５－８５５８
住　　所　長野県佐久市岩村田１８６２番地１

② 受付期間　令和７年１２月１５日（月）から
令和７年１２月１８日（木）まで
受付時間は午前９時から午後４時までとする。

③ 提出方法　電子メール（アドレス　asama-soumu@city.saku.nagano.jp）
またはファックス（0267-67-5923）による。

（３）　質問書の回答

① 配布場所　佐久市立国保浅間総合病院　ホームページに掲載
URL　asamaghp.jp/
回答期間　令和７年１２月２２日（月）

１１　業務提案書の作成

業務提案書は、応募要領及び質問回答書に基づき作成すること。
※「５　業務提案」の項目順に沿って作成すること。

１２　業務提案書の提出先

（１）　業務提案書の表紙は所定の様式（様式第５号）とする。

（２）　提 出 先　佐久市立国保浅間総合病院　事務部総務課総務係
郵便番号　３８５－８５５８
住　　所　長野県佐久市岩村田１８６２番地１
電　　話　０２６７－６７－２２９５　（内線 2422）

（３）　提出期間　令和８年１月１４日（水）から
令和８年２月２日（月）まで
受付時間は午前９時から午後４時までとする。

（４）　提出方法　持参又は郵送とする。
なお、郵送による提出は、配達証明とし、提出期間内に提出先に必着とする。

１３　業務提案書の審査

（１）業務提案書の審査は、業務提案審査委員会が行う。
（２）審査にあたり審査はプレゼンテーションにより実施する。
（３）プレゼンテーションの日時等詳細は業務提案参加者に事前に通知する。
（４）審査は別表「評価項目一覧表」に基づき行うものとする。

１４　業務提案書の取扱

（１）　提出されたすべての業務提案書等は、返却しない。
（２）　提出された業務提案書等は、特定を行う必要な範囲において複製を作成することがある。
（３）　業務提案書は、審査終了後に公開する。
（４）　公開の場所、日時等は業務提案に参加された業者に別途通知する。

１５　経費の負担

業務提案への参加報酬は支払わない。また、業務提案書の作成及び提出等に要する経費は全て参加者の負担とする。

１６　業務提案応募要領等及び様式を示す場所

業務提案の実施にあたり必要な要領及び様式は、浅間総合病院ホームページに掲載する。
浅間総合病院ホームページ　URL　asamaghp.jp/

１７　業務提案書の著作権、及び提出図書の取り扱い

（１）　業務提案書の著作権
提出された業務提案書に係る著作権は、元来第三者の帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。
なお、業務提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承認を得ておくこと。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者すべてに帰するものとする。

（２）　提出図書の使用

浅間総合病院は、本業務提案に関する公表・展示、その他市等が必要と認める時に、業務提案書を無償で使用できるものとする。この場合、提案者名を明示する。

なお、業務提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示などの使用に関しては、使用者が当該第三者に承認を得ておくこと。

（３）　提出図書の返却等

提出された業務提案書は返却しない。

１８　浅間総合病院から提示した書類等の著作権の取り扱い

（１）　業務提案の実施にあたり浅間総合病院から提示した書類等（以下「書類等」 という。）は、著作権法第２条第１項第１号に規定する著作物に該当するもの以外を除き、その著作権は全て浅間総合病院に帰属するものとする。

（２）　業務提案参加者は、書類等が著作物に該当するとしないに関わらず、当該書類等の内容を浅間総合病院の承諾無く自由に公表及び使用することはできない。

１９　その他

次の①から⑦の要件の一つに該当する場合は、失格となることがある。

① 要領３の応募資格に定める（１）から（８）までの条件のうち、一つでも欠落した場合。

② 業務提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

③ 業務提案応募要領に指定する仕様及び留意事項に示された条件に適合しないもの。

④ 業務提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

⑤ 業務提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。

⑦ 確認のための書類の提出を求めたにも関わらず、指定した期日までに書類の提出がない場合。